

## 仕様書（案）

### 1 機器設置の条件

- (1) 「自動販売機の据付基準」(JIS規格) や業界各種基準などを順守した転倒防止策を講ずること
- (2) 「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会) や偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講ずること
- (3) 自販機のデザインは施設と調和するデザインに努めること
- (4) 自動販売機の管理及び販売品目に関する以外の宣伝広告類を掲示しないこと
- (5) 環境に配慮した省エネ及びノンフロン冷媒を採用し環境負荷の軽減に努めること

### 2 維持管理及び衛生管理

- (1) 「食品衛生法」(昭和22年法律第233号) や業界自主基準などを順守した商品の品質、衛生管理を徹底すること
- (2) 商品の補充、金銭管理、空き容器の回収及びリサイクル等は適切に実施すること
- (3) 自動販売機及びその周辺の清掃を適宜行い、容器回収ボックスから容器があふれないよう適宜回収すること
- (4) 通商産業省(現経済産業省)、農林水産省、大蔵省(現財務省)、厚生省(現厚生労働省)の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自動販売機管理者ステッカーをわかりやすい位置に貼付し、自動販売機等の故障保守修理、問合せ及び苦情対応等については、設置事業者の責任において速やかに対応すること

### 3 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を3か月毎にとりまとめ、四半期最終月の翌月10日までに、売上報告書を市に提出すること

### 4 販売品目

びん、缶、ペットボトル及び紙パックの飲料水とし、次のものは除くものとする。

#### 《除外品目》

- ・酒類
- ・たばこ、雑貨品等

### 5 販売価格

標準販売価格以下にすること